



2024年4月11日

各位

会社名 株式会社クリーク・アンド・リバー社
代表者名 代表取締役社長 黒崎 淳
(東証プライム コード番号 4763)
問合せ先 執行役員 経営企画グループ
グループマネージャー 朽尾 有紀
(TEL: 03-4550-0008)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年4月11日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2024年5月29日開催予定の第34期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、現行の経営体制に則したものに変更するため、現行定款第13条及び第21条に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (株主総会の招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故があるときは、</u> 取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第3章 株主総会 (株主総会の招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、</u> 取締役社長が、 <u>取締役社長に事故があるときは、</u> 取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故があるときは、</u> 取締役会長が、 <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、</u> 取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、</u> 取締役社長が、 <u>取締役社長に事故があるときは、</u> 取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

2024年5月29日(予定)

定款変更効力発生日

2024年5月29日(予定)

以上